

小郡市監査委員公表第10号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

令和8年4月13日

小郡市監査委員 高山 晃
小郡市監査委員 後藤 理恵

定期監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、定期監査を小郡市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を提出します。

記

第1 監査の概要

- 1 実施期間 令和8年3月3日から令和8年3月26日まで
- 2 監査対象 環境経済部 商工観光課
- 3 監査範囲 令和6年度の財務に関する事務及び一般事務
- 4 着眼点 財務に関する事務及び一般事務が、関係法令に則り、適正かつ効率的に行われているかを主眼とした。
また、過去における指摘等のリスクが高いことから、重点項目として、補助金支出事務及び契約事務が適正に行われているかを点検し、監査を行った。
- 5 監査方法 事前に提出を求めた関係書類等に基づいて照合するとともに、関係職員からの説明を聴取し、必要に応じ実査等を行った。

第2 監査の結果

財務に関する事務及び一般事務は、おおむね適正に執行されていると認められた。

しかしながら、その一部において注意、改善を要する事項が見受けられた。これについては適切な措置を講じるよう要望する。

なお、軽微な事項については、速やかに改善を図り、次回に同様の事項が発生しないよう、監査委員事務局から指導した。

1 監査委員指摘事項（改善が必要であると認められるもの）

（1）寄附金受納事務について適正な事務処理を求めるもの

観光費指定寄附金について、寄附金受納の決定を令和6年8月19日に行っているが、寄附申出書を受け付けた令和6年7月22日に調定し、令和6年8月1日に収納していた。

寄附金については、寄附申出書の決裁を速やかに行い、受納を決定してから調定し、収納しなければならない。調定の時期は原因が発生したとき＝「決裁日」と捉え、適正な時期に調定されたい。

（2）補助金等交付事務について適正な事務処理を求めるもの

小郡市創業者支援事業補助金（個別創業相談）について、補助金の額の審査を十分に行わずに、補助金の交付を決定していた。

市は申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金等の交付について、法令及び予算等に照らして適否を決定するものとなっている。要綱に定める補助金の額の上限を確認し、その範囲内で補助金交付額を決定されたい。

（3）補助金等交付事務について適正な事務処理を求めるもの

以下の補助金について、交付先団体での繰越が見受けられた。

事業費補助金については「(事業の全体経費)－(補助事業者の自主財源)」により「(補助金額)」を算出することとされている。また、翌年度へ繰越す経費は補助対象とならないこととされている。審査の上で交付すべき補助金の額を確定し、必要に応じて返還を受けるなど適正な事務処理を行われたい。

- ・七夕プロジェクト事業補助金（市民まつり事業）
- ・七夕プロジェクト事業補助金（小郡市賑わい創出イルミネーション2024）
- ・まちの元気再発見推進事業
- ・商工業後継者育成事業
- ・商工業女性対策事業

2 事務局指導事項（監査委員指摘事項に至らない軽微な事項）

（1）文書事務（1件）

- ・文書管理が適正でないもの

（2）補助金支出事務（2件）

- ・補助金等交付申請に係る必要書類が提出されていないもの
- ・補助金等の交付時期が適正でないもの

（3）契約事務（2件）

- ・請書に不備があるもの
- ・個人情報を取り扱う業務委託手続きが適正でないもの

（4）物品管理事務（1件）

- ・公用車の使用手順が適正でないもの

監査委員指摘事項、事務局指導事項については、以上のとおりである。監査委員指摘事項について必要な措置を講じたときは、その旨通知されたい。

今後とも事務の執行等に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な執行に努められたい。